



[裏面]

真庭市乳幼児・児童生徒医療費給付に関する条例（抜粋）

（平成17年真庭市条例第142号）

（医療費の範囲）

第4条 この条例により給付する医療費は、医療保険各法の規定による療養の給付、療養費の支給、保険外併用療養費の支給、特別療養費の支給、家族療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は家族訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族移送費の支給の対象となる療養（食事療養を除く。）を受けた場合において、当該療養に要する費用のうち、医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用（医療保険各法の規定による附加給付金又は他の法令等の規定による公費負担金がある場合は、その額を控除した額）とする。

（損害賠償との調整）

第12条 市長は、受給資格者が病気又は負傷に関し損害賠償を受けた場合は、当該賠償額の限度において給付の決定をした医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に給付した医療費の全部若しくは一部を返還させることができる。